**「私有地内の掘削・整地」や「家屋の解体」には**

**事前に確認・調査・申請が必要です！！**

雫石町内の給水区域内で、「私有地内の掘削・整地」や「家屋の解体」をする場合は、雫石町の上水道を引き込んでいる可能性があります。この町水道を引き込んでいる水道管のことを一般的に「給水装置」と呼び、この給水装置が取り付けられている場合があります。

解体の際には、解体依頼者・解体業者・給水装置工事指定店等は、事前に漏水事故が起こらないように上下水道課に場所が分かる書類を持参し、必ず確認・調査をする必要があります。

確認・調査した結果、「給水装置工事の撤去及び改造の申請（給水条例第5条）が必要になる」場合がありますので、必ず確認・調査し相談するようお願い致します。

また、故意・過失等で給水装置を破壊し水道施設の「漏水事故を発生させた」場合は、給水条例第43条及び給水条例施行規則第17条の規定に基づき、下記のとおり損害賠償請求を行いますので、ご注意ください。お問合せについては、下記の上下水道課まで連絡ください。

雫石町役場　上下水道課　TEL:019-692-6408

**【参考資料】**

**雫石町水道事業給水条例（抜粋）**

（水道施設の破損）

第43条　第２条の規定する給水区域内において、町が管理する水道施設を損壊し、又は機能に障害を与えたものは、その障害を賠償しなければならない。

**雫石町水道事業給水条例施行規程（抜粋）**

　　（水道施設の破損に対する損害賠償）

第17条　条例第43条に規定する水道施設の破損に対する損害賠償の額については、漏水量、洗管水量、立ち会った職員の人数及びその立会時間に応じ次表に定める額により算出する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 金　額 |
| 漏水量（１立方メートル当たり） | 400円 |
| 洗管水量（１立方メートル当たり） | 400円 |
| 職員立会費用（１職員・１時間当たり） | 就業時間内の場合 | 4,000円 |
| 就業時間外の場合 | 6,000円 |

２　前項に規定する損害賠償の額以外に、当該破損に起因する費用が発生したときは、その都度必要な経費を積算し、水道施設を破損し、又は機能に障害を与えた者に負担させるものとする。

３　町長は、当該水道施設の破損について特別な理由があると認めるときは、損害賠償の額の全部又は一部を免除することができる。